

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>周南市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名
周南市長

公表日
令和8年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ・母子保健法に基づき、妊産婦又は乳児等に対して、訪問指導、健康診査等を行っている。また、養育のため入院を必要とする未熟児に対して、必要な医療の給付等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、母子保健法の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表70の項及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条各号に掲げる事務に使用する。 ①妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付の資格要件の確認(住所要件) ②健康診査の実施の資格要件確認(年齢要件、住所要件) ③母子保健法第20条の規定による養育医療の給付の決定及び負担金の徴収の際の調査、決定及び通知
③システムの名称	母子保健管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子ケース記録台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第2項 番号法第9条第1項別表70の項 番号条例第3条第1項及び第3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、95-2及び96の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第11号 番号条例第4条第1項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、155及び161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 こども未来部 あんしん子育て推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 こども未来部 あんしん子育て推進課(745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地 TEL:0834-22-8550)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 こども未来部 あんしん子育て推進課(745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地 TEL:0834-22-8550)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<div> <div></div> <div>基礎項目評価書</div> <div></div> </div>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <div>[]委託しない</div>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <div>[]提供・移転しない</div>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <div>[]接続しない(入手) []接続しない(提供)</div>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の入手においては、申請者本人から提供を受けて確認しており、人手による作業面から、対象者以外の情報や必要な情報以外の情報を入手することがないように対策を講じている
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムについては、ユーザー認証の管理を行い、アクセス権限の発行・失効管理は権限のある担当者が管理している。また、アクセス状況を記録し、不正に使用されるリスクへの対策を講じている。

變更箇所

[illegible]